

固定資産に関する証明の手数料が 平成30年5月1日から改定されました

《対象》 固定資産評価証明・関係(公課)証明・物件証明

《改定内容》

1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、
2件目以降の手数料が引き下げられます。(※)

※同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に適用されます。(裏面計算例②参照)

改定前 土地1筆・家屋1棟・償却資産1種類ごと・・・1件400円

改定後

2件以上申請される場合、2件目以降 1件100円(※)

※1件目又は1件のみ申請される場合は、400円となります。

※同一の所有者の物件であっても、「土地又は家屋」「償却資産」の別ごとに400円かかります。

《証明書の表示方法について》

平成30年5月1日から、
証明の種類ごとに、1枚の証明書に最大3件まで
表示されるようになりました。

(土地又は家屋に係る評価証明、関係(公課)証明、物件証明のみ)

手数料の金額が分からない場合は、
お問い合わせください。



◆◆ 手数料の具体的な計算例は裏面をご覧ください ◆◆
(郵送で申請される場合は、事前に金額をご確認いただき、過不足のないようにしてください。)



お問い合わせ先

23区の各都税事務所固定資産税班



東京都主税局

《手数料計算例》

① A 所有の甲区所在の土地 2 筆・家屋 1 棟の評価証明を申請した場合

手数料 600 円 (400 円+100 円+100 円)

◆同一の所有者については 2 件目以降、1 件につき 100 円になります。

② A 単独所有の甲区所在の土地 1 筆・家屋 1 棟と A 及び B 共有の甲区所在の土地 1 筆・家屋 1 棟の評価証明を申請した場合

手数料 1,000 円 { A 単独所有 400 円+100 円
A 及び B 共有 400 円+100 円

◆所有者が異なる場合は、所有者ごとに 1 件目は 400 円かかります。

同一の所有者(※)については 2 件目以降、1 件につき 100 円になります。

◆同一の所有者とは、納税通知書番号(※)が同一である所有者を意味します。

納税通知書番号は共有者の組合せごとに付番されるため、上記の例では別所有者として手数料が計算されます。

※毎年6月に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に記載される番号

③ A 所有の甲区所在の土地 1 筆と 乙区所在の土地 2 筆の評価証明を申請した場合

手数料 900 円 { 甲区 400 円
乙区 400 円+100 円

◆同一の所有者の物件であっても、物件所在区が異なる場合は、区ごとに 1 件目は 400 円かかります。

④ A 所有の甲区所在の土地 1 筆・家屋 1 棟について 評価証明と関係(公課)証明を申請した場合

手数料 1,000 円 { 評価証明 400 円+100 円
関係(公課)証明 400 円+100 円

◆同一の所有者の物件であっても、証明の種類が異なる場合は、証明の種類ごとに 1 件目は 400 円かかります。

⑤ A 所有の甲区所在の土地 1 筆、家屋 1 棟、 償却資産 1 種類について評価証明を申請した場合

手数料 900 円 { 土地・家屋 400 円+100 円
償却資産 400 円

◆同一の所有者の物件であっても、土地・家屋と償却資産の証明を同時に申請される場合は、

(1) 土地・家屋、(2) 償却資産 の別ごとに 1 件目は 400 円かかります。

ご不明な点がございましたら、23 区の各都税事務所固定資産税班へお問い合わせください。